

# ふれあいサポート収集申込書

環境事業部 環境事業所

専用ダイヤルTEL 273-2682 FAX 273-2674

堺市ふれあいサポート収集実施要領第3条の対象者要件に該当するため、同第5条の規定により申込みます。

受付番号				申込日: 年 月 日	
対象者	住所	堺市			
	氏名				
	生年月日	年 月 日 年齢( )歳			
	対象区分	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 (手帳の種類: ) <input type="checkbox"/> ホームヘルパー利用			
	同居者	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり: 氏名 年齢( )歳 対象者との関係( )			
	電話番号	TEL( ) - FAX( ) -			
申込者	住所				
	氏名	介護支援法人名( )			
		その他( )			
	電話番号	TEL( ) - FAX( ) -			
希望日時	① 年 月 日( )		② 年 月 日( )		
	③ 年 月 日( )				
粗大ごみの申込品目	品目(※6個まで)	個数	該当する番号に○をつけてください。		
			1. 二階以上からの運び出し。(エレベータあり・なし)		
			2. 家の前の道路が狭い。		
			生活保護受給者(減免対象。年度内1回限り、6個まで無料。)		
			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		
			※該当する方は収集時に受給証の提出が必要です。		
《対象になる方》					
次の(1)から(3)のいずれかに該当される方。ただし、ごみを排出できる同居者がいる場合は対象になりません。					
(1) 現在ホームヘルパーの介護を受けている65歳以上の方。					
(2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方。					
(3) 70歳以上の単身世帯や老々介護世帯等の排出困難な世帯の方。					
《注意点》					
・本制度の利用はごみの排出が困難な方に限ります。					
・転居に伴う粗大ごみは対象になりません。					
・粗大ごみの年度内の申込みは2回までとなります。					
・生活保護受給者は粗大ごみ手数料の減免制度を利用できます。(年度内1回限り、6個まで無料。)					
・ごみ出しにあたっては、ホームヘルパー等の立ち合いが必要です。(ホームヘルパーを利用している方に限る。)					
・申込内容と異なる場合は、収集をお断りする場合があります。					
・家電リサイクル品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)やパソコン等は収集できません。					
・サイズが小さいごみだけの申込は対象となりません。粗大ごみ受付センターに申し込んでください。					
・市では、ごみの持ち出しについて、十分に注意をして作業を行いますが、万が一敷地内での事故等が発生した場合については、責任を負えませんので予めご了承願います。					
				受付者	